

# 東アジアにおける産業クラスターの形成と発展戦略の構築(Ⅲ)

－日本における地域農業・食料産業クラスター(農商工等連携支援事業)の分析を中心に－

A Study on Formation and Construction of Growth Strategy of Food Industrial Cluster in Japan

成 者 政

Kijung SUNG

## 〈 目 次 〉

I. はじめに

II. 日本における産業クラスター政策の形成と推進

1. 産業クラスター計画の背景
2. 産業クラスター計画の概要
3. 産業クラスター第Ⅱ期計画
4. 知的クラスター創成事業との連携

III. 食料産業クラスターの展開事業の考察

1. 食料産業クラスターの背景と必要性
2. 食料産業クラスターの特徴
3. 食糧産業クラスター展開事業の内容

IV. 食農連携促進事業の考察

1. 食農連携促進事業の内容と各施策
2. 食料産業クラスター協議会の機能と役割

V. 農商工等連携の促進による地域経済の活性化戦略の構築

1. 農商工等連携促進法の概要
2. 農商工等連携促進による地域経済活性化の取り組み
3. 農商工等連携促進事業の基本的要件
4. 農商工等連携の意義と課題
5. 長野県における農商工等連携支援事業の分析

VI. おわりに

【主要引用・参考文献】

## I. はじめに

産業クラスター政策とその形成のメリットが明らかになったことで、世界各国は自国産業の競争力の向上と地域経済・産業の発展などのために厳しい競争状態に突入するようになった。とくに、1990年代以降、急速に進展されるグローバル化と高度知識情報化などの内・外部環境変化により、知識と情報を企業行動(活動)における高付加価値の源泉として認識したことで、その重要性は益々大きくなっている。

日本において、経済発展と地域産業の成長の動力として推進してきた産業立地政策および地域産業政策の限界が浮き彫りになっている。すなわち、従来、企業誘致に重点を置いた地域経済振興が経済・経営環境の急変により限界を示し、1990年代後半から、国内の製造拠点の海外への移転による地域産業の空洞化と地域間における産業成長のアンバランスをもたらすようになった。そして、既存の経済・産業政策と産業立地政策の限界を克服し、持続的な経済発展と地域経済の活性化のために経済産業省を中心に2001年から産業クラスター(Industrial Cluster)政策を樹立・推進するようになった。

日本農業においても、WTO/DDA 農業交渉、FTA と EPA の拡大などにより、輸入農産物の開放が急速に進行されにつれて、地域農業の基盤が弱化しつつある。そして、持続的な人口減少および人口の高齢化により農村地域社会の空洞化現象が深化され、農村の定住基盤さえも崩壊しつつある。そして、第1次産業としての農林水産業の割合の縮小<sup>【註1】</sup>および国民経済における食品産業の役割と重要性が益々大きくなっている。すなわち、国民の所得増加と食生活をはじめ全体的なライフスタイルの変化により食品加工業や外食産業などが急激に成長し、これにより全体食品の生産・加工・流通分野で加工食品の役割が増大している。したがって、既存の農水産物中心の観点から脱皮し、食品加工・流通および外食業を含む食品産業全体を包括的に取り扱えるような政策が必要になった。

そこで、2005年度から農林水産省は、農村地域の食材、人材、技術、その他の資源を有効に結びつけ、新たな製品、販路、地域ブランドなどを創出するため、地域の食品製造業者、農業者、関連業者、大学・研究機関、行政機関などにより活動を行う「食料産業クラスター展開事業」を樹立し、強力に推進している。農林水産省によると「食料産業クラスター(Food Industrial Cluster)」とは、地域の食品産業が中核となり農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関および行政などの異業種を含む産・学・官が連携し、地域の農林水産物と加工技術を活用した付加価値の高い新たな加工食品や地域ブランドの創出、販路開拓などの事業展開をつうじ、地域経済の活性化をめざす集団<sup>【註2】</sup>とされている。言い換えれば、食料産業クラスターは、コーディネーターが中心となり、地域の食材、人材、技術、その他の資源を有効に結びつけ、新たな製品、販路、そして地域ブランドなどを創出することを目的とした集団とネットワークである<sup>【註3】</sup>。この食料産業クラスターの形成を推進することにより、地域の食品産業と農林水産業との連携の促進、ひいては日本の食料自給率(Food Self-Sufficiency Rate)の向上と食料の安定供給を図ることが期待されている<sup>【註4】</sup>。

【註1】この40年間、日本農業は諸外国に類をみない急速な経済の成長、グローバル化の進展などに対応しつつ発展してきたが、その過程で国民経済における農業の相対的な地位は次第に低下した。付加価値額(国内総生産)全体に占める農業のシェアは、昭和35年度の9%から平成12年度には1.1%となっている。そして、総人口のうち、農業人口のシェアも35年の36.5%から17年には6.6%に減少している。

【註2】農林水産省のウェブサイト資料。

【註3】「食料産業クラスターの形成と政策的課題について」農林水産省食品産業企画課、2006年3月、1頁。

【註4】(社) 食品需給研究センター(食料産業クラスター)のウェブサイト資料。

以上をふまえ本稿では、産業クラスターの形成と発展戦略の構築、とりわけ、農林水産省が強力に推進している食料産業クラスターの分析を試みた。そのために、第2節では日本における産業クラスター政策の概要について、第3節では食料産業クラスターの背景・必要性と特徴について、第4節では食農連携促進事業の形成と支援について、第5節では農商工等連携の促進による地域経済の活性化戦略の構築などについて考察を行った。

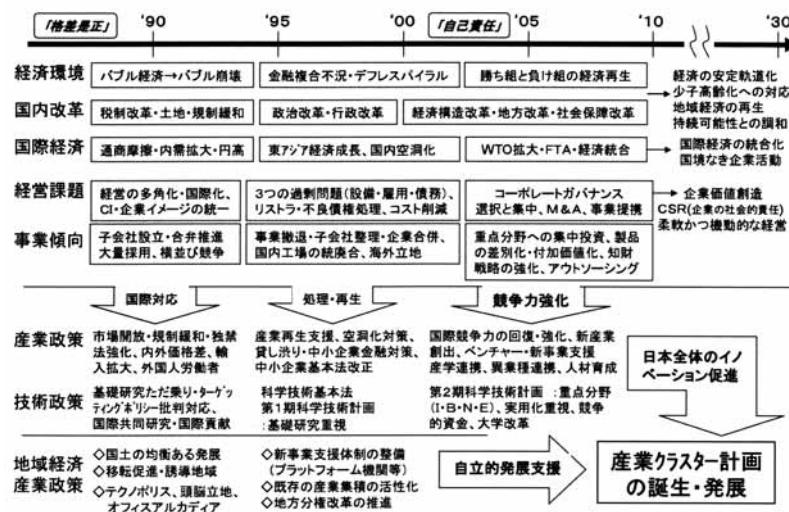
## II. 日本における産業クラスター政策の形成と推進【註5】

### 1. 産業クラスター計画の背景

21世紀に入り、日本政府は経済状況の長期的な不況と沈滞から脱出し、世界経済のグローバル化と知識基盤経済に対応するために産業クラスター政策(地域再生産業集積計画)を積極的に導入し、推進している。すなわち、日本全体では穏やかではあるものの、景気回復の基調にあるが、地域経済の多くは未だに厳しい経済状況【註6】に置かれている。しかし、このような厳しい経済状況の中でも新事業および新産業を創出する動きが各地域にて本格化しつつある状況である。

周知のように、クラスター政策とは、欧米をはじめほとんどの先進国において導入され、地域競争力の源泉を地域の革新キャパシティで求め、革新キャパシティを強化する手段として集積とネットワークを特徴とするクラスター形成を重要視している。日本における産業クラスター政策の背景の詳細については、＜図表1＞のとおりである。

＜図表1＞ 産業クラスター政策の背景



資料：『産業クラスター研究会報告書』産業クラスター研究会、2005年5月、9頁。

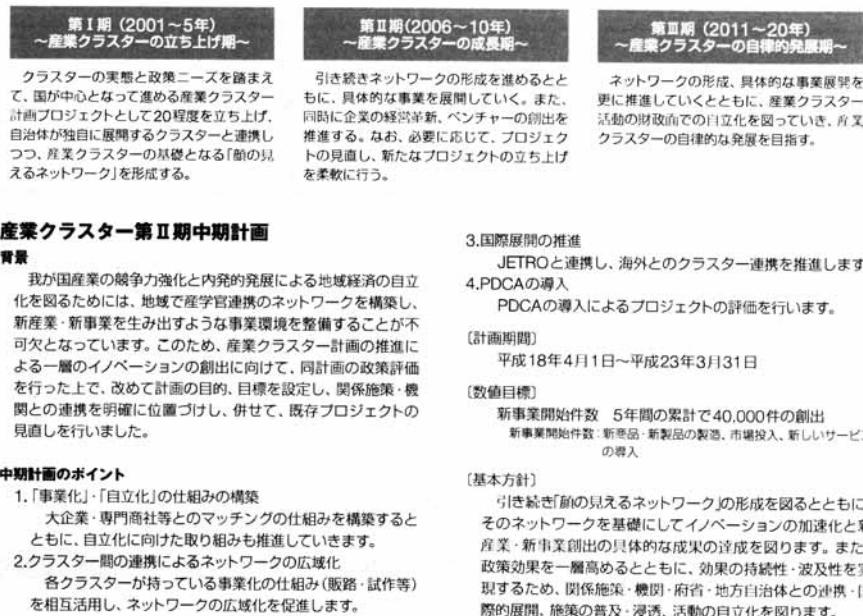
【註5】この節は、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ『産業クラスター第Ⅱ期中期計画』2006年4月による。

【註6】たとえば、中国や東南アジアなどへの工場立地の移転、国内での生産拠点の集約化などにより、工場が撤退・縮減するとともに、企業の再編成・コスト削減の過程での下請け先の集約化、あるいは、輸入品への代替が進められたことで、地域の中小・中堅企業の受注が大幅に減少している(産業クラスター研究会報告書、1頁)。

## 2. 産業クラスターの概要　－目的・ミッション、基本ポリシーと究極的目標－

経済産業省では、2001年度から地域においてイノベーションやベンチャー企業が次々と生み出される産業クラスターの形成を目指す「産業クラスター計画」を推進している。この政策の目標レンジは＜図表2＞のとおりである【註7】。

＜図表2＞ 産業クラスター政策の目標レンジ



資料：経済産業省『2009産業クラスター計画』3頁。

日本における産業クラスターの目的としては、産業の国際競争力の強化と地域活性化を図るため、企業、大学・研究機関などが産学官連携と産業(農商工)・異業種間連携のネットワークを形成し、知的資源などの相互活用により地域を中心とした新産業・新事業を創出することを目的としている。この目的を達成するための具体的なミッションとしては、第1に、イノベーションを促進する事業環境の整備【註8】、第2に、国家戦略に沿った新産業・新ビジネスの創出【註9】、そして第3に、地域振興との連携によるシナジー効果の現出【註10】などを遂行するとしている。

産業クラスター計画の基本ポリシーとしては、まず現場主義の尊重をあげることができる。これまでの全国一律、かつ中央統制的になりがちであった施策(政策)の運営方式を改め、各々現場での施策展開を最優先に考える現場主義を尊重することである。具体的には、各地域において経済産業の展開の中心となっている経済産業局などに対して、裁量権を可能な限り保障するとしている。とくに、経済産業局などが企業、大学などを訪問し収集した産業の実態、政策的ニーズ、政策評価、その他の1次情報に高い価値を認め、産業クラスターに係る施策の企画・立案およびその実施にお

【註7】産業クラスター政策の目標として、イノベーションを促進する事業環境の整備、新経済成長戦略などの国家戦略上の重要な分野として定められた新産業の創出、そして地域自治体などが実施する地域振興との連携によるシナジー効果の現出などをあげることができる。

【註8】具体的には、産学官の新事業創出に向けたイノベティブな活動を促進するために、広域的な産学官連携に係るネットワーク・システムの整備、その他創業、新事業展開、事業提携、経営革新に係る支援制度の活用促進を始めとする事業環境を整備する。

【註9】これは、「新経済成長戦略」、「新産業創造戦略」などにおいて国家戦略上の重要分野として定められた新規産業について、この萌芽を地域で発掘して伸ばすとともに、国際競争力を持つ産業となるよう支援し、地域でしっかりと根付かせることである。

【註10】このミッションの具体的な内容としては、地域経済の自立化を目的として地域の行政などが主体となって行う地域産業振興と連携することで、新産業・新事業創出の効果を高めるとともに、国と地域との間で政策遂行のシナジー効果をあげることである。

いて、経済産業局のイニシアティブを最大限に尊重する。このため、産業クラスター・プロジェクトの新設、改廃については、経済産業局などの判断を一義的に優先させ、他方、地域経済グループは産業クラスター・プロジェクトを推進するための政策フレームワークおよび政策パッケージを構築するとしている。

次に、施策の戦略的活用を挙げることができる。産学官連携、異業種連携、新規事業創出支援などに係る支援策について、さまざまな省庁・部局がそれぞれの観点から制度・ツールを所管として施行していることに鑑みて、産業クラスター・プロジェクトの展開においては、原則、コアとなるネットワークの形成に係る固有のツールを確保する。他方、これ以外のツールの研究開発支援、企業連携支援、販路開拓支援、起業・創業支援、人材育成支援、そしてその他の支援については、他の部局、機関、省庁の施策を戦略的に活用する。とくに、経済産業省の政策ツールについては、近年、経済産業局にその実施が集中してきていることから、経済産業局を中心にして、産業クラスターの形成の観点から関連する施策を戦略的に実施する。また、独立行政法人の地域組織についても、経済産業局が連携の中心となって、産業クラスターの形成にむけた協働化を行うとしている。

産業クラスターの究極的目標としては、第1に、イノベーションの連鎖反応を挙げができる。周知のように、産業クラスター形成のプロセスでは、企業、大学・研究機関・教育機関、産業支援機関、行政機関など幅広い主体が集まり、コアパーソン・コアグループを中心に地域産業に係る戦略やシナリオを検討、作成することで、地域で共通の問題意識が醸成される。他方、フェイス・トゥ・フェイスでの人的交流が活性化されることで、地理的にも心理的にも近い間柄であり、個人的な信頼関係を基礎とした、いわゆる顔の見える（人的）ネットワークが生まれ、情報交換、事業協力が始まる。こうしたネットワークが中心となって一種のコア・拠点が形成され、さらにこれらのコア・拠点を含んだ広域的なネットワークが発展して、産業クラスターが形成される。

このことが基礎となって、産業クラスターの中では、各構成主体の有する技術、ノウハウ、知見情報などの知識資源などが、張り巡らされた柔軟で水平的なネットワークをつうじて縦横に流通し、知識などの融合が引き起こされる。さらに、地域外との連携による新たな知的資源の導入が行われるとともに、異なる産業間の知的連鎖によるシナジー効果が生まれ、一層イノベーションが加速化される。

こうした地域的な産業クラスターの形成活動によって、生み出されるイノベーションの波が他地域のクラスターと他部門のクラスターにも刺激を与え、相互作用によって日本全国に広がっていくことで、日本全体のイノベーションをさらに活性化させることを目指す。

第2に、産業の最適化と環境変化耐性の強化を挙げることができる。産業クラスターの発達によってイノベーションが活性化することで、固定的であった既存の産業集積にダイナミズムが生まれ、人材、技術、資本の流動化が活発化するようになる。企業経営の側面では、企業のコア分野の重点強化・事業提携、非コア分野のアウトソーシング化、非効率部門の再編成などが行われることで、企業組織のスリム化、効率的な再編成、関連企業間での準組織的関係の構築・解消などが繰り返されることとなる。

こうして産業編成が絶えず変化して進化することで、地域における産業構成の最適化が行われるとともに、事業環境の変化に対して迅速かつ機動的な対応ができるようなファンダメンタルが強化される。この結果、当該地域に存在する産業が、国際的な競争優位を確保することが容易となる。こうした動きが全国的に広がることで、日本の産業の全体最適化と環境変化耐性の強化に貢献することができる。

第3に、ブランド化による国際的集積の加速化・高質化を挙げることができる。信頼と協力の人的ネットワークたる「顔の見えるネットワーク」が触媒となって、地域の求心力を高めることで、相互に関連し合う一定の産業分野に係る企業群、大学・研究機関の専門家群といった行動主体が集まり、一種の拠点が形成され、対外的な露出度が増加するようになる。

こうした中で、地域の学官・産業・異業種連携活動がメディアをとおして知らされたり、生み出された商品およびサービスが一定の評価を獲得して国内外に紹介されたりすることをつうじて、当該地域の産業クラスターの国内外での知名度・認知度を一気に向上させ、当該地域の国際ブランド化が進むようになる。

これらのことにつうじて、当該地域の企業は、国内外からの引き合いが増えるとともに、製品サービスの質が高い、あるいは、取引リスクが極めて低いといった評価を受けることで、取引機会が増大し、商談成立の確率も向上するようになる。また、当該地域における企業誘致や人材確保の成功確率も上がってくるメリットもある。

このような地域の国際ブランド化によって、形成された産業クラスターがさらに求心力を高め、世界中から企業、人材、投資を集めることで、産業の国際的な集積を加速化、あるいは高質化されることになる。こうした産業クラスターが全国各地で生まれて発展することで、日本がイノベーションの世界的な中心地の1つとなることを目指すことが究極的目標である。

### 3. 産業クラスター第Ⅱ期計画

#### 1) 計画の基本方針

2006年4月から2011年3月までの産業クラスター第Ⅱ期計画は【註11】、数値目標として5年間の累計で新事業開始件数を4万件としている。主な対象分野としては、燃料電池(3)、情報家電(6)、ロボット(3)、コンテンツ(4)、健康(9)、そして環境エネルギー(5)などである。

この第Ⅱ期計画は日本における産業クラスターの成長期と位置づけ、継続して産業クラスター拠点を生み出すネットワークの形成を目指している。そして、このネットワークに基づいてイノベーションの加速化と新産業、新産業の創出に係わる具体的な成果を図ることになる。また、政策効果を高めるために関係省庁・機関との連携、国際的展開、施策の普及・浸透、活動の自立化などを図っている。これにより、地域産業の国際競争力の強化と地域経済活性化の実現などを目指している。

この第Ⅱ期計画の基本方針について少し具体的に述べると、第1に、ネットワークの拡充と事業化成果の現出を挙げることができる。これは第Ⅰ期計画に引き続き、地域の産業クラスター形成に係わる事業を本格的に展開していくために、ネットワーク形成活動を継続的に支援することで、産学官の連携の発展を図っていく必要がある。

第2に、地域科学技術政策との連携を挙げることができる。

第3に、関係省庁・機関、自治体との連携強化を挙げることができる。すなわち、産業クラスターの発展とともに、農商工等連携などの分野との融合が一層求められており、関係機関との連携を一層深めていく必要がある。そして、地域経済活性化のための自治体による産業支援活動や民間レベルでの新事業創出活動などとの連携を強化することで、自治体などが実施している地域振興施策とのシナジー効果(synergy effects)を高めることができるようになる。

第4に、クラスター間の交流強化と国際交流の促進を挙げることができる。クラスターの発展のためには、当該地域で不足する人材、技術、販路などを他地域で求めたり、各地域の強みを共有することでメリットを享受することができるので、積極的に産業クラスター間の連携の促進を図っている。また、海外のクラスターとの連携においても、海外市場の開拓、事業連携、共同研究開発、そして投資交流などに関する協力をを行うようにしている。

第5に、産業クラスター・プロジェクトの自立化を挙げができる。とくに、プロジェクト推進組織の自立度を高めるために、行政機関の直接的関与はできるだけ少なくし、サイドからサポ

---

【註11】「産業クラスター第Ⅱ期中期計画」経済産業省、2006年4月、9~11頁になる。

ートすることで、推進組織の自立度を高めるようにしている。

## 2) 計画の数値目標と地域展開状況

産業クラスター計画はイノベーションの活性化による新事業・新産業の創出を目的とすることから、数値目標については新事業開始件数を設定することになる。産業クラスター第Ⅱ期中期計画の数値目標地域展開状況としては、<図表3>のとおりである。

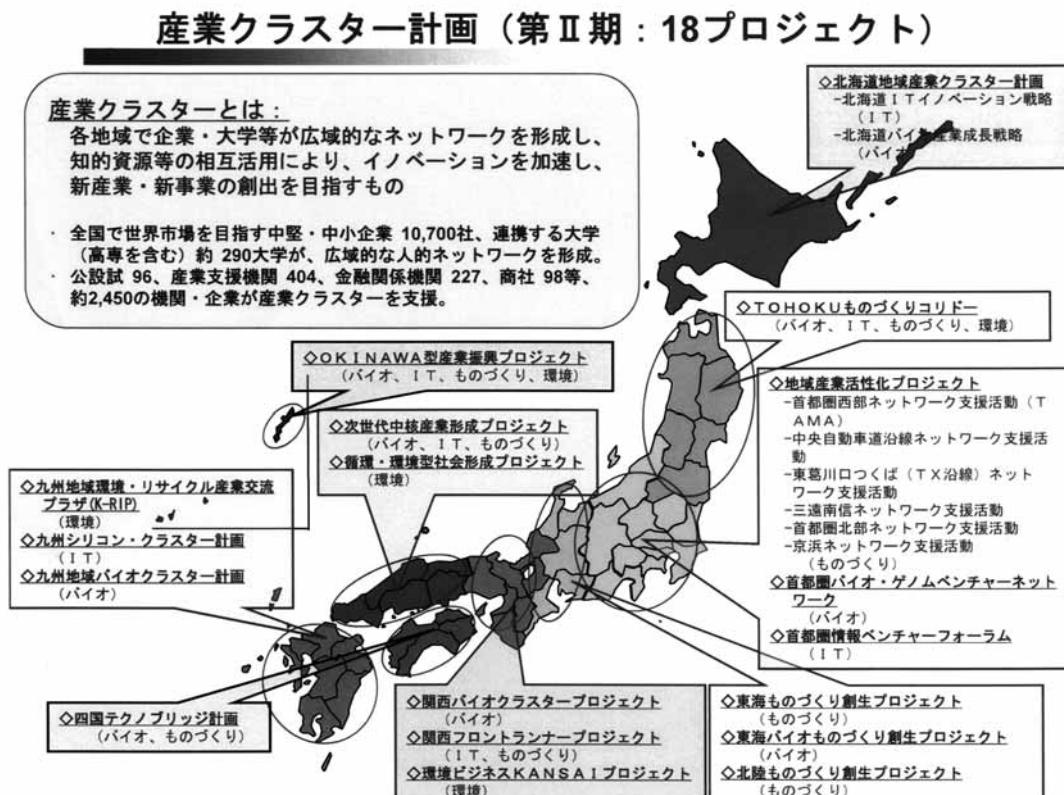
<図表3> 各プロジェクトの数値目標  
(2010年までの目標)

プロジェクト名	新事業開始件数 (共通目標)	追加目標
北海道スーパークラスター 振興戦略Ⅱ	3,000件/5年間 ※次期計画策定時に改めて設定する予定	・売上高 4,400億円 (情報産業=4,000億、バイオ産業=400億円) ・新規株式公開企業 15社 ・売上高(情報産業) 10億円超企業数 60社 ・新規企業創出数(バイオ産業) 15社
TOHOKU ものづくりヨリドー	2,400件/5年間	—
地域産業活性化プロジェクト	(TAMA) 2,000件/5年間 (中央道) 1,000件/5年間 (東葛・川口・つくば) 1,000件/5年間 (三遠南信) 2,000件/5年間 (首都圏北部) 1,500件/5年間 (京浜) 3,000件/5年間	—
首都圏 情報ベンチャーフォーラム	250件/5年間	・自立的なコアネットワーク創出 5件/5年間
首都圏バイオ・ゲノム ベンチャーネットワーク	250件/5年間	—
東海ものづくり 創生プロジェクト	5,000件/5年間	—
東海バイオものづくり 創生プロジェクト	60件/5年間	・新規企業創出件数 30件/5年間
北陸ものづくり 創生プロジェクト	1,000件/5年間	・売上高 研究会参画企業における売上高の伸び率 3% アップ/年
関西フロントランナー プロジェクト Neo Cluster	8,000件/5年間	・クラスタークア組成数 175件/5年 ・クラスタークア企業の売上高の伸び率 25%/5年
関西バイオクラスター プロジェクト Bio Cluster	1,000件/5年間	・クラスタークア組成件数 75件/5年 ・クラスタークア企業の売上高の伸び率 25%/年
環境ビジネス KANSAIプロジェクト Green Cluster	1,000件/5年間	・クラスタークア組成件数 100件/5年 ・クラスタークア企業の売上高の伸び率 25%/5年
次世代中核産業形成 プロジェクト	3,000件/5年間	—
循環・環境型社会形成 プロジェクト	800件/5年間	—
四国テクノブリッジ計画	2,000件/5年間	・第二創業企業数 60社/5年 ・大学発ベンチャー IPO企業数 5社/5年
九州地域 環境・リサイクル産業交流プラザ (K-RIP)	1,500件/5年間	・海外ビジネス創出件数(海外取引、海外進出) 20件(年間4件) ・新規起業件数 25件(年間5件)
九州 シリコン・クラスター計画	1,500件/5年間	・新規起業件数 50社/5年間 ・世界シェアトップ企業数 10社/5年間 ・新規上場(IPO)企業数 10社/5年間
OKINAWA型 産業振興プロジェクト	4,500件/5年間	・企業立地件数 341件/5年間 ・売上高 プロジェクトが関係する業界全体 で1兆円規模(2010年)

資料：経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ『産業クラスター第Ⅱ期中期計画』2006年4月、12~13頁。

産業クラスター第Ⅱ期中期計画の2009年度現在の地域別展開状況(図表4)【註12】をみると、全国18のプロジェクトで、地域の経済産業局と民間の推進組織が一体となって、新事業に挑戦する地域の中堅・中小企業が約10,200社、延べ560校を超える大学・工業高等専門学校と密接に連携・推進している。

<図表4> 産業クラスター第Ⅱ期計画の概要



資料：経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ.

### 3) 計画の支援事項

産業クラスターに対する当面の具体的な支援策はネットワーク形成支援、研究開発支援、販路開拓支援、資金調達支援、人材育成、ビジネスインキュベーションとの連携、そして地方自治体施策の相互活用などを挙げることができる。その内容については、<図表5>のとおりである。

<図表5> 産業クラスターへの具体的な支援策

支援策	主な内容
○ネットワーク形成支援 ○ネットワークの高度化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト推進組織・拠点組織の事業支援</li> <li>クラスター形成に係わる全国組織の整備</li> </ul>
○研究開発支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスター連携の促進</li> <li>新事業創出に係わる支援ネットワークの構築</li> </ul>
○販路開拓支援 ○資金調達支援 ○人材育成	
○起業支援(ビジネス・インキュベーション)との連携 ○地方自治体施策の相互活用	

資料：経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ『産業クラスター第Ⅱ期中期計画』

2006年4月、16~19頁。

#### 4. 知的クラスター創成事業との連携

##### 1) 文部科学省による知的クラスター創成事業の概要

「知的クラスター(Knowledge Cluster)」<sup>【註13】</sup>とは、地域の大学などの独創的研究成果に基づき、プロダクト・イノベーション指向型企業、企業支援機関などの集積を前提として、競争的環境の下に連鎖的に技術革新と新産業の創造が起こる地域的空間をいう<sup>【註14】</sup>。すなわち、知的クラスターとは、地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関などを核とし、地域内外から企業なども参画して構成される技術革新システムのことをいう。

具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、核をなす公的研究機関などの有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが、相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新とそれに伴う新産業創出が起こるシステムのことである。そして、知的クラスターは、地域の大学などの地域的特色のある研究成果と研究人材の存在を基礎としている点において、企業の集積からなる産業クラスターと一線を画している。

この事業の目的と狙いとしては、科学技術による地域振興で、地域産学官連携により地域経済を再生し、経済の活性化を図ることである。すなわち、自治体の主体性を前提に、5年間を事業期間とし、新たな地域産学連携による技実革新システムを構築し、将来の技術革新型クラスターの形成を目指すことである<sup>【註15】</sup>。

この事業における新たな技術革新システムとして、個性の發揮と競争力の確保、人材中心のシステム、そして知的資産の形成と事業化などをあげることができる。

##### 2) 知的クラスター創成事業との連携

前述のように、経済産業省の産業クラスター計画は、地域の産学官のネットワークの中から事業化が可能で、競争力のある技術や新製品の開発を行うとするプロジェクトである。しかし、文部科学省の知的クラスター創成事業は、大学などの特定の研究拠点で密度の濃い産学官の共同研究を推進し、新技术シーズ(Seeds)を創出し、それを周囲に広げていこうとする事業である(図表6)<sup>【註16】</sup>。

---

【註12】経済産業省『2009産業クラスター計画』4~5頁。

【註13】文部科学省の「地域科学技術振興施策」のウェブサイト資料。

【註14】「知的クラスター創成事業の具体的推進方策について」地域科学技術施策推進委員会、2002年4月、11頁。

【註15】前掲書、16頁。

【註16】西川太一郎(2008)、150頁。

&lt;図表6&gt; 産業クラスター計画と知的クラスター創成事業との連携

産業クラスター計画	知的クラスター創成事業	地域クラスター推進協議会	地域実施機関の一体的活動	
			産業クラスター事務局機関	知的クラスターの中核機関(財)
北海道スーパー・クラスター振興戦略	札幌地域(札幌 IT カロツェリアクラスター)	北海道 IT クラスター推進協議会	(財)北海道科学技術総合振興センター(IT 推進室)	(財)北海道科学技術総合振興センター(IT 推進室)
高齢化社会対応産業振興プロジェクト 循環型社会対応産業振興プロジェクト	仙台地域(仙台サイバーフォレストクラスター)	東北地域クラスター推進会議	(株)インテリジェント・コスマス研究機構 (社)東北ニュービジネス協議会	(株)インテリジェント・コスマス研究機構
地域産業活性化プロジェクト	長野・上田地域(長野・上田スマートデバイスクラスター) 浜松地域(浜松オブトロニクスクラスター)	長野・上田知的クラスター創成推進協議会 浜松地域クラスター推進協議会	(財)長野県テクノ財團 浜松商工会議所	(財)長野県テクノ財團 (財)浜松地域テクノボリス推進機構
東海ものづくり創成プロジェクト 北陸ものづくり創成プロジェクト	名古屋地域(名古屋ナノテクのものづくりクラスター) 岐阜・大垣地域(岐阜・大垣バーチャルシステム) 富山・高岡地域(とやま医薬バイオクラスター) 金沢地域(石川ハイテクセンシングクラスター)	東海地域クラスター推進協議会 北陸地域クラスター推進協議会	(社)中部経済連合会 (財)北陸産業活性化センター	(財)科学技術交流財團(名古屋) (財)岐阜県研究開発財團 (財)富山県新世紀産業機構 (財)石川県産業創出支援機構
ものづくり元気企業支援プロジェクト 近畿バイオ関連産業プロジェクト	京都地域(京都ナノテククラスター) 関西文化学術研究都市地域(けいはんなヒューマン・エルキューープクラスター) 大阪北部(彩都)地域(大阪北部(彩都)バイオメディカルクラスター) 神戸地城(神戸トランセーションナリサーチクラスター)	近畿地域クラスター推進会議 関西広域クラスター合同本部会議	(財)大阪科学技術センター	(財)京都高度技術研究所 (株)けいはんな (財)千里ライフサイエンス振興財團(大阪) (財)先端医療振興財團(神戸)
中国地域機械産業新生プロジェクト 循環型産業形成プロジェクト	広島地域(広島中央バイオテクノロジクラスター) 宇部地域(やまとく・うべメディカル・イノベーション・クラスター)	中国地域産学官共同会議(産学官コラボレーション会議)	(社)中国地域ニュービジネス協議会	中国地域産学官共同会議(産学官コラボレーション会議)
四国テクノブリッジ計画	高松地域(高松希少糖バイオクラスター) 徳島地域(徳島健康・医療クラスター)	希少糖プロジェクト戦略委員会 徳島地域クラスター推進協議会	(財)四国産業・技術振興センター	(財)かがわ産業支援財團 (財)とくしま産業振興機構
九州シリコンクラスター計画	福岡地域(福岡システム LSI 設計開発クラスター)	九州広域クラスター推進会議(福岡、北九州合同)	(財)九州地域産業活性化センター	(財)福岡県産業・科学振興財團
九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	北九州学術研究都市地域(北九州ヒューマンテクノクラスター)		(財)九州産業技術センター	(財)北九州産業学術推進機構

資料：総合科学技術会議「科学技術基本計画(平成13年度～17年度)に基づく科学技術改革の進捗状況」2004年5月。

### III. 食料産業クラスターの展開事業の考察

#### 1. 食料産業クラスターの背景と必要性

農林水産省は食品産業と農業を連携する概念として「食料産業(food industry)」という用語を用いて、地域の食品産業と農業をネットワークする「食料産業クラスター(food industrial cluster)」を形成するための政策事業計画を強力に推進している。すなわち、農食品マーケットにおける価格競争の深化と輸入農産物の急増の中で、マーケティングシステムの合理化と国内産フードシステムの確立に対する必要性が高まり、産・学・官の連携により地域のネットワークを図る食品産業クラスターは重要な政策になっている。

2005年から「食料産業クラスター展開事業」<sup>【註17】</sup>を導入し、その後、各県単位で「食料産業クラスター協議会」<sup>【註18】</sup>が形成されている。これは、地域で食品産業が効用と付加価値の側面の役割

【註17】2009年度からは「食農連携促進事業」に組み替えられ、食料産業クラスター事業を展開している。この事業は、農商工連携の取り組みをつうじた地域経済の活性化を図るために、各地域においては、食品製造業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通業(卸・小売業)、外食産業、行政などが一堂に集まり、地域の資源、人材、技術の活用方法などについて話し合いなどができる場となる「協議会(食料産業クラスター協議会など)」を設立しており、食品産業、農林水産業などとの連携の促進や、国内産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大などに取り組んでいる(北陸農政局のウェブサイト資料)。

【註18】食料産業クラスターを推進する地域拠点として設置された食料産業クラスター協議会の役割としては、①クラスター形成のための出会いの場の設定、すなわち、生産者、製造業者、販売業者、大学、試験研究機関などが一堂に会する場を設け、異業種交流連携によるモノづくり・ブランドづくりを支援する、②モノづくりの事業家、地域ブランドの育成、すなわち、モノづくりの事業を発展させていく(産業化)、地域ブランドの育成を支援していく(ブランド化)などをあげることができる(全国食料産業クラスター協議会のウェブサイト資料)。

が大きいことで、食品産業と農林水産業を1つの産業としてネットワーキングする食料産業クラスター戦略を構築している。

ここで、食料産業クラスターの必要性について簡略に述べると次のとおりである。まず第1に、グローバリゼーション下の農業と食料関連産業の連帶によって相互の競争力の拡大の可能性、第2に、地域における興業・商業の衰退と大手企業やチェン店の進出、第3に、地方分権行政の地方振興局や合併自治体をコアとした戦略策定の必要性、そして第4に、地域の試験研究機関の新たな役割などを挙げることができる【註19】。

## 2. 食料産業クラスターの特徴

日本における食料産業クラスターの特質について、斎藤【註20】は次のようにまとめている。まず第1に、担い手が地域の小規模企業や農業経営者である場合が多く、一般の産業クラスターが最先端技術の開発や普及におかれやすいのに対して、食糧産業クラスターは製品の販売チャネルの開発や地域ブランド化など重要な課題になってくることである。

第2に、食料産業クラスターの空間的範囲は、地域資源の配置や経済主体間の接近性が重要視され、地域内の情報の共有化から知識の集約化が図られ、暗黙知(tacit knowledge)【註21】も形成されやすいので主体間の学習効果が作用しやすくなる。

第3に、食料産業クラスターと連動して位置付けられる地域ブランド化の形成との関係である。

第4に、食料産業クラスターのコアとなる担い手は、地域内で農業と食品産業がそれぞれ垂直的に・水平的ネットワークを形成し、クラスターが成熟すれば、システムとしての関係性が強くなってくる。

第5に、産業クラスターは、製造業を中心としたものづくりの場面が多く、農漁村地域では直売・レストラン・観光業などのサービス産業も対象になる。

第6に、前述のように、小規模零細企業や農業経営者を担い手とする場合が多いことから、適切な研究施設がなく、大学や地域の研究機関との連携によってコストを節減することが必要である。

第7に、水や景観などの地域資源は食品企業の工場を誘引する力になる。そして最後に、食料産業クラスターにおける地域食品産業は、小規模企業が多いことから、中核的企業が少なく、ネットワーク組織や事業協同組合を持つ場合も多く、かつ企業も異なる販売チャネルや生産システムを持っている場合も多い。

## 3. 食料産業クラスター展開事業の内容

農林水産省は、食料産業クラスター協議会の取り組みを支援するとともに、中央民間団体により広域段階でも地域の取り組みを支援する事業を行っている。その主なものを挙げてみると次のとおりである。まず第1に、地域の食料産業クラスターの形成を促進し、国内産農林水産物を活用した新商品の開発や産・学・官の交流の促進、そして消費者などのニーズの調査、人材育成などに対する取り組みを支援する「食料産業クラスター体制強化事業」である。この事業の細部的な取り組み

【註19】斎藤修「日本における食料産業クラスター：食農連携のフードシステム」『北東アジア経済発展国際会議』2009年2月。

【註20】斎藤(2007), 134~136頁。

【註21】暗黙知は、学習と経験をつうじて個人が事象をみる方法、観点、思考や言語として表現できないノウハウ、イメージ、または熟練された技能として個人の頭脳の中に存在したり、組織文化や風土に内在する知識のことである(拙稿(2007), 143~166頁)。

としては、産・学・官の連携強化と促進のための交流会やセミナーの開催、需要創出指針の作成<sup>【註22】</sup>、国内産農林水産物と加工技術を活用した新商品の開発<sup>【註23】</sup>、食品産業の技術力強化を図るための新商品の開発<sup>【註24】</sup>、そしてコーディネーター活動の支援などを挙げることができる。

第2に、地域の商品の販路拡大、原材料の安定調達の取り組みなどを支援する「食料クラスター連携体制展開事業」である。

## IV. 食農連携促進事業の考察

### 1. 食農連携促進事業の内容と各施策

食農連携促進事業とは、一言でいえば、地域の食品産業、農林水産業などの連携を促進し農商工等連携を推進する事業のことである。すなわち、農商工等連携の取組を推進するために地域の幅広い食品産業、農林水産業などの連携を促進し、国内産農林水産物を活用した新商品の開発や販路拡大などへの取組の支援を強化する事業のことである。

この事業の主な内容<sup>【註25】</sup>としては、第1に、地域の食品産業と農林水産業等の連携による新商品の開発の推進を挙げることができる(図表7)。すなわち、農商工等の連携の促進により地域の食品産業と農林水産業やその他関連産業などを結びつけるコーディネーターの確保、関係者の交流の促進、人材育成、そして国内産農林水産物を活用した新商品の開発を支援することである。

<図表7> 食農連携促進事業を活用した主な新商品開発等の取組事例

地域区分	取り組み 内容
北海道	・北海道のオシリーワン食品を全国へ発信（北海道） ・新たな調味料「鶏醤」を開発し、三笠市発の地域ブランド食品として全国へ発信（北海道）
東北管内	・宮城県内の食材を活用した統一ブランドへの取組（宮城県） ・ラ・フランスを活用した「プレミアム食品素材」ラ・フランスパウダーの開発（山形県）
関東管内	・鹿沼市内和菓子店・洋菓子店の統一ブランドへの取組（栃木県） ・栃木県産二条大麦を利用した焙煎麦めしの開発（栃木県） ・長野県産硬質小麦を活用したパン、ラーメン用粉の開発（長野県）
北陸管内	・加賀野菜等を使用したフリーズドライタイプの雑炊の開発、販売展開（石川県） ・白山麓産の厳選素材を使用したこだわり味噌「傍（そい）」の開発、販売展開（石川県）
近畿管内	・兵庫県産エリンギを使用した新商品開発（兵庫県）
中国四国管内	・規格外の二十世紀梨を有効活用した「梨ワイン」、「梨スパークリングワイン」、「梨ドリンク」の開発（鳥取県） ・島根県特産の「牡丹」を利用して地域活性化の取組（島根県） ・「阿波やまもも」の地域ブランド化への取組（徳島県）
九州管内	・福岡県産富有柿を使用した糖蜜加工食品、饅頭「ふゆ」の開発、販売展開（福岡県） ・茎葉利用さつまいもの新品種「すいおう」を使用した洋菓子の開発（鹿児島県） ・宮崎県産干し大根を活用した新感覚ドレッシングの開発、販路拡大（宮崎県） ・さつまいも新品種「すいおう」を使用した機能性スープの開発と料理試食会の開催（鹿児島県）
沖縄	・沖縄産アカバナ（ハイビスカス）を使用した新商品の開発（沖縄県）

資料：農林水産省のウェブサイト資料より作成。

【註22】新たな戦略食品を開発するためには、消費者や販売業者などのニーズを把握した上で、実際の開発に反映させていくことが必要である。そのためにアンケートやヒアリング調査を行い、新たな戦略食品の創出の方針を定めた需要創出指針を策定している。

【註23】食品産業が中核となり農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等の異業種が連携した食料産業クラスターを形成し、地域の農林水産物と加工技術を活用し、消費者のニーズに即した新たな戦略食品の創出を行うことである。具体的には、試作品の開発や試作した製品の試食会やアンケート調査の実施により評価集積を行い、試作品の商品化を目指す。

【註24】地域食品産業の振興を図るために、次世代を担う人材の育成が不可欠である。そのために製造技術や経営・販売・食品関連事項などについての研修会やセミナーなどを行う。

【註25】「地域の食品産業と農林水産業等の連携促進を目指して」(社)食品受給研究センター、2009年3月、12頁。

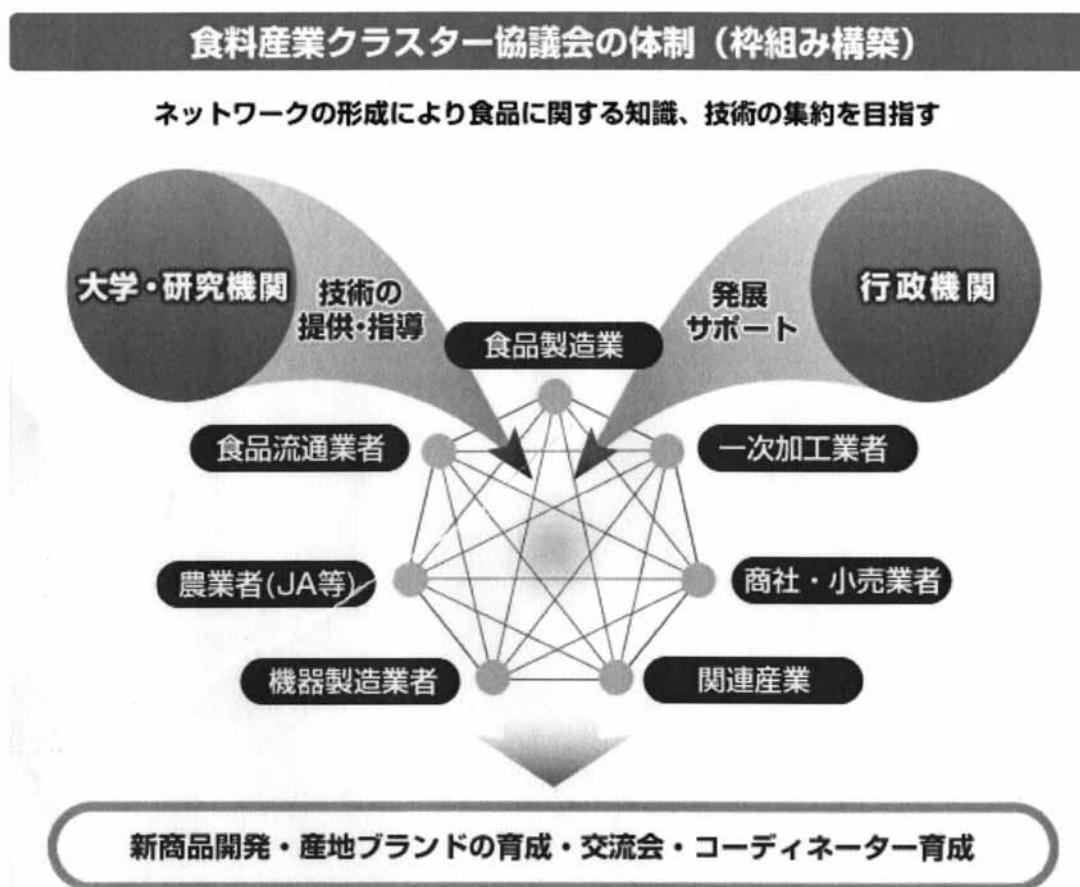
第2に、地域の食品産業と農林水産業等の連携に対する側面的支援を挙げることができる。すなわち、新商品の販路拡大に資するマーケティング情報を提供するとともに、大学、研究機関などの食品分野の技術開発の促進と外食事業者と農業者などの交流会の開催を積極的に実施している。

第3に、地域食品ブランドの育成・管理の推進を挙げることができる。すなわち、地域の食材を活用した食品の供給および産地ブランドの確立を推進するために食品企業などのブランド管理機能の向上などを積極的に推進・支援している。

## 2. 食料産業クラスター協議会の機能と役割

「食料産業クラスター協議会」(図表8)とは、食料産業クラスター計画を推進するための地域拠点として各都道府県に設置した協議会のことである。この協議会の設置目標としては、2005年度「食料自給率向上に向けた行動計画」<sup>【註26】</sup>によると、2005年度から5年間にわたり国内に45カ所設置することになっている。2008年12月現在、全国食料産業クラスター協議会<sup>【註27】</sup>の構成員として、57の協議会が設立され、活動している。

<図表8> 産業クラスター協議会の体制



資料：産業クラスター協議会のウェブサイト資料。

【註26】「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」食料自給向上協議会、2005年9月、7頁。

【註27】全国食料産業クラスター協議会規約によると、全国食料産業クラスター協議会は、地域の食料産業クラスターを推進する産学官、異業種間の情報交換、情報提供等を行うことにより、それぞれの地域クラスター同士の連携を促進し、更なるクラスターとして発展を目指すものであるとしている。そして、主な活動内容として、食料産業クラスターの発展に関する方策の検討および実施などを掲げている。

食品産業クラスターにおいて中枢的な機関である食料産業クラスター協議会は次のような役割<sup>【註28】</sup>を行っている。まず第1に、食料産業クラスター形成のための出会いの場の設定である。すなわち、生産者、製造業者、販売業者、大学、研究機関などが一同に会する場を設け、異業種間交流連携によるものづくり・ブランドづくりを支援することである。

第2に、ものづくりの事業化、地域ブランドの育成である。ものづくりを発展させ(事業化)、地域ブランドの育成・支援を行う(ブランド化)。

第3に、各地方の食料産業クラスターにネットワークを推進する企画者としてコーディネーターを配置する。このコーディネーターは、生産者や食品企業を含む異業種間の円滑な連携体制を構築・促進するためのとりまとめ役として、食料産業クラスター形成の中心的役割を担っている。

## V. 農商工等連携の促進による地域経済の活性化戦略の構築

### 1. 農商工等連携促進法の概要

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律」の提案理由<sup>【註29】</sup>としては、農林漁業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現にある。これについて少し詳しく述べると、近年、企業規模や業種、地域により景況に格差がみられる中、地域を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが最も重要である。

このためには中小企業者<sup>【註30】</sup>や農林漁業者<sup>【註31】</sup>が第1次<sup>【註32】</sup>、第2次、第3次の産業<sup>【註33】</sup>の壁を越えて有機的に連携し、相互の有するノウハウ・技術などの経営資源を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓などを促進することが重要である。

以上のこと踏まえ、農林水産省と経済産業省が一体となって、中小企業者と農林漁業者の連携を応援し、両省それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要があったからである。その措置として、農商工連携の促進に向けた施策の大きな柱として、2008年5月、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律が成立し、同年7月に施行される運びになった。

この法律では、中小企業者と農林漁業者が、共同で行う新たな商品やサービスの開発などの計画の認定を受けた場合に、事業資金の貸し付けや債務保証、設備・機械の取得に対する税制などの支援、事業に関わる経費への補助などを受けられることとしている(図表9)<sup>【註34】</sup>。

【註28】全国食料産業クラスター協議会のウェブサイト資料。

【註29】経済産業省のウェブサイト資料「農商工等連携促進法について」による。

【註30】ここでの中小企業者とは、資本金3億円以下、または従業員300人以下の製造業等、同1億円以下、または100人以下の卸売業、同5千万円以下、または50人以下の小売業、同5千万円以下、または100人以下のサービス業の他、各種事業組合が含まれる。

【註31】ここでの農林漁業者とは、日本標準産業分類において、農業、林業、漁業に該当する者のかに、これらの者の組織する法人・団体が含まれる。

【註32】農林水産業をはじめとする第1次産業は地域経済の活性化のためのきわめて重要な原動力である。

【註33】今村奈良臣氏は、今から約15年前から農業の6次産業化を推進しようと呼びかけている。すなわち、1次産業(農畜産物の生産など)+2次産業(農畜産物の加工や食品製造など)+3次産業(販売・流通・グリーンツーリズムなど)=6次産業というのが提案の骨格であった。その2年後、足し算では不十分であると考え、1次産業×2次産業×3次産業=6次産業に改めた。これは、各産業における有機的・総合的結合が重要であることを意味するものである(今村奈良臣「農商工連携の歴史的意義」『農業と経済』2009年1・2合併号(vol.75, No.1), 昭和堂, 2009年2月, 3頁)。

【註34】農商工連携研究会『農商工連携研究会報告書』2009年7月, 5~6頁。

&lt;図表9&gt; 2009年度農商工連携施策の一覧

施策名	対象	支援内容	主管部署
・国産原材料供給力強化対策事業	加工食品や外食向けの国産農畜産物の安定供給・利用拡大を担う生産者、流通業者、外食事業者等	・供給連鎖構築のための取組の支援 ・食品製造業者等の国産原材料調達の円滑化	(農) 生産流通振興課
・強い農業づくり交付金	民間団体等	・地産地消モデルタウンの支援 ・地産地消の新たなモデルの構築の支援	(農) 技術普及課
・広域連携共生・対流等対策交付金	農業協同組合、農事組合法人、NPO 法人等の民間団体	・農林水産物直売所、農林水産物加工施設などの施設の整備(ハード事業) ・都市と農山漁村の交流を促進するための活動の支援(ソフト事業)	(農) 都市農村交流課
・食農連携促進事業	地域の食品産業と農林水産業等で構成する協議会	地域の食品産業と農林水産業やその他関連産業等を結びつけるコーディネーターの確保、関係者の交流の促進、人材育成、国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大などの取り組みを支援	(農) 食品産業企画課
・新事業活動促進支援補助金(農商工等連携対策支援事業)	農商工等連携促進法に基づく認定を受けた農林漁業者や中小企業者、NPO 法人等及び農商工等連携事業に取り組もうとする中小企業者	・事業化・市場化支援事業 ・連携対策支援事業(連携事業者型) ・連携対策支援事業(支援機関型)	(経) 中小企業課
・市場志向型ハンズオン支援事業	農商工連携、地域資源、新連携を活用した新事業に取り組み、法認定を目指す農林漁業者や中小企業等	地域農林漁業者や中小企業車の農商工連携、地域資源活用、新連携への取り組みに対して、マーケティング等に専門家が事業計画の策定から事業化まで支援	(経) 中小企業課
・小規模事業者新事業全国展開支援事業	地域の資源を活用した新商品開発や観光資源開発及びその販路開拓などの取り組みを地域の小規模事業者等と連携して行う商工会・商工会議所等	・特産品開発・観光資源開発及びその販路開拓 ・商品開発・販路開拓支援のための専門家派遣 ・商談・展示会の開催	(経) 日本商工会議所
・地域産品 IT 販路開拓支援事業	IT を活用した地域産品の販路拡大に取り組む民間企業、地方公共団体、NPO 等及びシステム開発・ポータルサイト構築を行う民間企業等	・システム構築及びポータルサイトの運営 ・地域サイト運営事業	(経) 情報政策課
・食品流通付加価値モデル推進事業	食品小売業者、商店街振興組合等	・地域農水産物を活用したメニュー提案やブランド化、オリジナル商品の開発 ・地域農水産物の商品・栄養・調理情報等の提供と併せた実証販売 ・地域農水産物を活用した商店街全体の品揃えの強化 ・产地交流等による地域へのサービス向上	(農) 流通課
・食品小売機能高度化促進事業	中小食品小売業者(従業員 50 人以下)	・販売商品の付加価値向上 ・食品販売サービスの機能強化	(農) 流通課
・中小商業活力向上事業	商店街振興組合、商工会議所、商工会、NPO 法人、民間事業者等	・バリアフリー型カラー包装整備、省エネ型アーケート整備、教養文化施設整備、商業インキュベータ施設整備等(施設整備事業) ・街路灯整備、テナントミックス店舗整備、防犯カメラ設置、電子マネーポイントカード導入等(ハード事業) ・空き店舗を活用した商店街等活性化事業、AED 設置、イベント事業、商店街全体の運営管理を担う人材育成事業(ソフト事業)	(経) 商業課
・輸出促進対策	輸出に取り組む農林漁業者団体、食品加工業者団体等	・諸外国での販売に関する情報の提供 ・海外販売促進活動への補助 ・商談会開催や見本市への参加支援	(農) 輸出促進室
・日本貿易振興機構事業(JETRO 補助金)	中小企業者等	地域産品の輸出促進のため、国内外におけるビジネスマッチングの支援、主要都市市場における調査等	(経) JETRO
・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人、大学及び大学共同利用機関、民間企業、公益法人、NPO 法人、協同組合及び農林漁業者等	産学官による共同研究グループから公募し、外部評議委員による審査を経て採択された課題に対し委託研究	(農) 产学連携室
・新需要創造対策事業	民間団体、新需要創造協議会等	・新需要創造に取り組むフロンティアの育成 ・成分保証・分別管理システムの確立	(農) 技術普及課
・地域イノベーション創出研究開発事業	地域の産学官、地域の産学官による新産業の創出に貢献しうるような技術シーズをもとにした研究開発テーマ	各経済産業局が事業主体となり、公募により研究開発テーマを募集し、採択テーマについて、委託研究	(経) 産業技術課
・イノベーション実用化助成事業	新商品等の実用化開発をする民間企業	NEDO が提案公募する新製品等の開発補助	(経) 技術振興課
・広域総合観光・集客サービス支援事業	特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者等が広域で貢献するコンソーシアム	地域の特色ある産業などを観光・集客資源として活用し、集客力の強化を図る地域ぐるみの取り組みを支援	(経) サービス産業課
・産学人材育成パートナーシップ事業	地域の産学からなるコンソーシアム	実践的人材育成プログラムの開発・実証	(経) 大学連携推進課
・中小企業ものづくり人材育成事業(工業高校等実践教育導入事業)	都道府県等教育委員会とのコンソーシアムを形成して、事業を実施できる財團法人、商工会議所、NPO などの民間事業者	各地域の産業界と工業高校等、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の現場研修等を行うことにより、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実を支援	(経) 創業・技術課
・新現役チャレンジ支援事業	経営戦略の見直しや新事業展開、技術・製品開発、販売・マーケティング、生産管理、海外進出、情報化・IT 活用、省エネルギー等の経営課題を抱えている中小企業	・企業等を退職した団塊世帯等の人材が、その技術やノウハウを活用し、地域・中小企業において新現役として再活躍できるよう、シニア人材の登録システムの導入 ・人材発掘・管理などを行なうナビゲーターの拡充により、新現役人材のニーズ・シーズの発掘や新現役と企業とのマッチングをプロック・全国規模で実施	(経) 経営支援課
・ソーシャルビジネス振興(地域新事業創出発展基盤促進事業)	社会起業家的な人材の育成・排出や活動支援を行う中間支援機関の機能強化、自立した成功モデルのノウハウを他地域へ移転しようとする SB 事業者の取り組み	・中間支援機能強化事業 ・成功モデルの他地域移転、村おこし人材創出育成事業	(経) 立地環境整備課
・企業立地促進支援(地域企業立地促進等補助事業)	民間団体等が、中心となり構成される地域産業活性化協議会が自治体等と共同して行う、基本計画の策定、専門家の配置による企業誘致活動、地域の企業や教育機関等が協力して行なう人材育成事業にかかる経費に対して補助	・基本計画策定支援 ・企業誘致活動支援 ・企業誘致前人材育成支援 ・企業誘致後人材育成支援	(経) 立地環境整備課

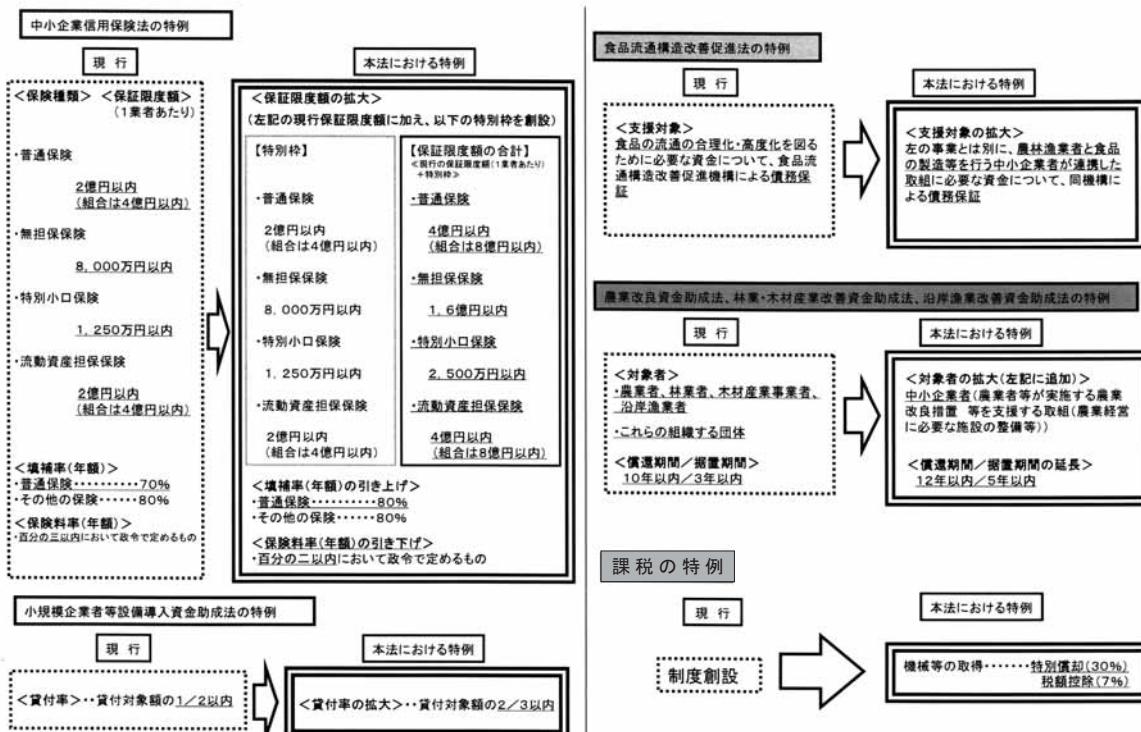
&lt;図表9&gt;のつづき

・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO 法人、農林漁業者等の組織する団体等	農山漁村における生産基盤や生産機械施設、交流・体験施設等の整備	(農) 農山漁村地域活性化支援室
・地域企業立地促進等共用施設整備費補助金	独立行政法人、第3セクター、民間事業者等	国の同意を受けた基本計画の対象地域内の企業立地促進及び産業集積の活性化のために、特に必要と認められる施設・整備等の整備事業	(経) 産業施設課
・先駆的ビジネス連携支援事業	過去3年以上の間、漁業を営んでいない企業や起業者等	異業種のノウハウや低コスト技術等を活用して、漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスプランの事業化	(農) 水産庁企画課
・農村地域就業機会創出支援事業	企業誘致相談会等を行う民間団体	・企業誘致相談会の開催 ・産学官連携セミナーの開催	(農) 都市農村交流課
・農林水産関連知的財産の基礎づくり	農林水産関係者、中小企業等	各経済産業局等において地方農政局等と連携して各2回程度農林水産関係者に対し、特許、商標等地域の実情に併せたセミナーを開催	(経) 特許庁普及支援課
・農林水産関係知的財産の活用強化	農林水産関係者、中小企業等	弁理士等知財専門による産業財産権に関する無料相談会を全国で開催、または知財専門家が直接訪問する企業訪問型の相談事業を全国で実施	(経) 特許庁普及支援課
・中小企業等製品性能評価事業	中小企業者等	公的研究機関が高度な技術、設備、人材等を活用して中小企業と共同で製品を研究開発・実証	(経) 技術振興課
・地域力連携拠点	中小企業者等	・新たな経営方法の導入支援 ・新事業展開支援 ・創業・事業再生及び再チャレンジ支援 ・事業継承支援	(経) 中小企業課

資料：『平成21年度農商工連携施策利用ガイドブック』農林水産省・経済産業省。

また、同法では「農商工等連携事業計画」と「農商工等連携支援事業計画」の2つの事業支援スキームを設けている。まず農商工等連携事業計画では、中小企業者や農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用し、新商品・新ビジネスの開発、需要の開拓などに取り組む事業計画について国が認定<sup>【註35】</sup>を行う。そして、認定事業者に対しては次のような支援措置を講ずることになっている(図表10)。すなわち、①中小企業信用保険法<sup>【註36】</sup>の特例<sup>【註37】</sup>、②小規模企業者等設備導入資金助成法<sup>【註38】</sup>の特例<sup>【註39】</sup>、③食品流通構造改善促進機構<sup>【註40】</sup>の債務保証、④農業改良資金助成法<sup>【註41】</sup>等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大と償還期間・据え置き期間を延長、⑤設備投資減税制度の創設(7%の税額控除、または30%の特別償却)、そして⑥中小企業者に対する低利融資制度の創設(中小公庫・国民公庫)などを挙げることができる。

&lt;図表10&gt; 認定農業者に対する支援措置



資料：近畿農政局のウェブサイト資料。

次に、農商工等連携支援事業計画では、一定の要件を満たす公益法人<sup>【註42】</sup>およびNPO法人<sup>【註43】</sup>による中小企業者と農林漁業者の交流機会の提供、農商工等連携事業に関する指導、または助言など、農商工連携事業の高度化および促進のための支援事業計画を国が認定を行う。そして、認定事業者については中小企業信用保険法の特例(事業計画の認定を受けた公益法人、または特定非営利活動法人は中小企業信用保険の対象になる)をうけることになる<sup>【註44】</sup>。

同法の主な特徴としては、まず第1に、業種の壁を越えた連携を促進するための、農林水産省と経済産業省による行政の壁を越えた今までにない法律であることが挙げられる。第2に、中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、両省が共同で支援する法律である。第3に、両省がそれぞれ100億円程度で、合計で200億円以上の予算措置<sup>【註45】</sup>により支援する法律であることが挙げられる。

**【註35】** 国の認定基準としては、①農林漁業者と中小企業者が有機的に連携すること、②相互の経営資源を有効に活用すること、③新商品・新サービスの開発などを行う事業であること、④農林漁業者と中小企業者の経営改善が実現することなどが挙げられる。

**【註36】** この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする(同法第1条)。

**【註37】** 現行の普通保険：2億円以内（組合は4億円以内）、無担保保険：8,000万円以内、特別小口保険：1,250万円以内、流動資産担保保険：2億円以内（組合は4億円以内）に加え、次の特別枠を創設する。すなわち、普通保険：2億円以内（組合は4億円以内）、無担保保険：8,000万円以内、特別小口保険：1,250万円以内、流動資産担保保険：2億円以内（組合は4億円以内）、[保証限度額合計（現行の保証限度枠+特別枠）]としては、普通保険：4億円以内（組合は8億円以内）、無担保保険：1,6億円以内、特別小口保険：2,500万円以内、流動資産担保保険：4億円以内（組合は8億円以内）などである。

**【註38】** この法律は、小規模企業者等の創業および経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする(同法第1条)。

**【註39】** 貸付対象額の2/以内。

**【註40】** (財)食品流通構造改善促進機構は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として、平成3年10月に農林水産省の許可を得て設立された公益法人である。同機構は、「食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）」に基づき、食品流通の構造改善を民間サイドから支援する団体として、農林水産省の指定を受けている((財)食品流通構造改善促進機構のウェブサイト資料による)。

**【註41】** この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営、もしくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、または農畜産物、もしくはその加工品の新たな生産、もしくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安定と農業生産力の增强に資することを目的とするものである(同法第1条による)。

**【註42】** 一般社団法人や財団法人の場合は、出資金額、または拠出された金額の1/2以上が中小企業者によるものである条件を満たさねばならない。

**【註43】** NPO法人の場合は、表決権の1/2以上を中小企業者が有しているものという条件である。

**【註44】** 経済産業省のウェブサイト資料「農商工等連携促進法の概要について」による。

**【註45】** 2009年度の関連予算措置として、農林水産省が1709億円、経済産業省が155.3億円を計上している。

## 2. 農商工連携促進による地域経済活性化の取り組み

2008年7月から、地域経済の活性化のために地域の基幹産業である農林水産業と商業・興業などの産業間での連携<sup>【註46】</sup>を強化し、シナジー効果を発揮させるために、農林水産省と経済産業省(以下、両省と略する)は、密接かつ有機的に連携し、次のように具体的な取り組み<sup>【註47】</sup>を推進している。

まず第1に、地域経済活性化のための「農商工連携」促進などの取組をあげることができる。すなわち、この施策の相互活用の推進、施策の集中的実施などにより、地域産品などに関する販売促進・新製品の開発、地域産業におけるイノベーションの推進などを効果的に支援している。少し詳しく述べると、①地域産品などに関する販売促進・新製品開発<sup>【註48】</sup>、②地域産業におけるイノベーションの推進<sup>【註49】</sup>、③地域における知的財産の創造・保護・活用のさらなる促進<sup>【註50】</sup>、④農業関連施策と中小企業関連施策の連携推進<sup>【註51】</sup>、そして⑤地域産品の輸出促進などをあげることができる。

第2に、「まるごと食べようニッポンブランド!」「ニッポンサイコー!キャンペーン」の共同実施をあげることができる。これは、国内産農林水産品などの消費拡大を図るために両省はそれぞれ所管団体と連携し、国民的な運動への展開を促進することである。具体的な取り組みとしては、現場訪問の実施、店頭販売の実施、小売関係業界団体と生産者団体などとの懇談会の実施、そして製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPRなどをあげることができる。とくに、これらのPR活動は日本にとどまらず、中国などの海外も含めて積極的に行っている。

第3に、農商工連携のためのPRなどをあげることができる。これは、両省が相互のネットワークなどをつうじて連携し、農商工連携のためのPR活動を実施し、農林水産業・商業・工業の事業者などへの普及・啓蒙活動を実施することである。主な取り組みとしては、「立ち上がり農山漁村」<sup>【註52】</sup>

【註46】農商工連携の背景(必要性)としては、地域経済の停滞、雇用・就業機会の減少、高齢化などの進展により、中央と地方の格差が顕在化し、その格差も拡大しつつある。このような中で、地域経済の基盤ともいえる農林水産業や中小企業を中心とする商工業について、地域全体として雇用や所得の確保により地域社会の維持・振興を図っていくことが必要であることに起因する。

【註47】近畿経済産業局「農商工連携の促進を通じた地域活性化について」2008年8月、1頁；農林水産省・経済産業省「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)促進などによる地域経済活性化のための取組について」2008年11月などによる。

【註48】関連する主な施策としては、食料産業クラスター展開事業(農)、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(農)、地産地消関連対策(農)、中小企業地域資源活用プログラム(経)、広域総合観光・集客支援事業(経)、新連携対策支援事業(経)、そして成功報酬型販路ナビゲーター創出支援事業(経)などを挙げることができる。

【註49】関連する主な施策としては、IT活用型営農成果重視事業(農)、地域産品IT販路開拓支援事業(経)、電子タグ等を活用した生産・流通管理支援事業(経)、漁業再チャレンジ支援事業(農)、地域イノベーション協創プログラム(経)、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(農)、新需要創造事業(農)、産学連携人材育成事業(経)、そして新現役チャレンジ支援事業などをあげることができる。

【註50】具体的な連携としては、地域において寄せられる知的財産関係相談において迅速な問題解決が出来る体制を整備、地方農政局と地方経済産業局は地域の実情に応じたセミナーなどを共同実施、農林水産分野における知的財産に詳しい人材の育成、農林水産・食品分野の知的財産情報提供基盤の整備における特許流通データベースの有効活用、地域団体商標制度の活用のための周知・普及における連携、そして両省の有機的連携を推進するための局長級連絡会議の設置などを挙げることができる。

【註51】具体的な連携としては、建設業や加工・販売業などから新たに農業に参入するものに対する信用保証の相談体制に関し、農業信用基金協会と信用保証協会が連携、在庫や家畜など流動資産を担保とした融資であるABLの普及・発展を両省が連携して推進、そして農業再生委員会と中小企業再生支援協議会の連携などを挙げることができる。

【註52】「成功へのメッセージ～活力ある農山漁村から学ぶべきこと～」「立ち上がる農山漁村」有識者会議；「立ち上がる農山漁村」有識者会議提言－自ら考え行動する農山漁村活性化－」「立ち上がる農山漁村」有識者会議を参照されたい。

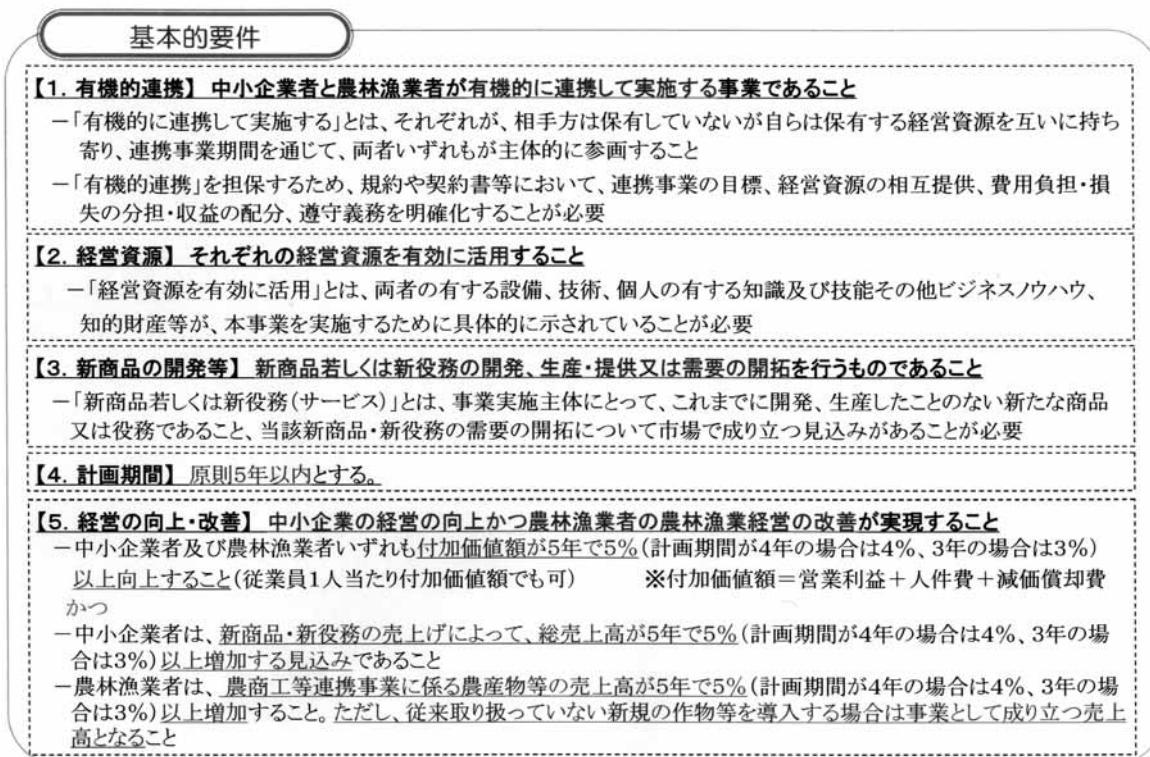
の推進、「農商工連携88選」<sup>【註53】</sup>の作成、美しい森林(もり)づくり推進国民運動<sup>【註54】</sup>の展開、海外でのトップセールス、農山漁村活性化法<sup>【註55】</sup>、中小企業地域資源活用促進法に関するPR、都道府県レベルでの経済団体と農業団体との意見交換の実施、企業のCSR(Corporate Social Responsibility)の推進、そして本省レベルでの国内産農林水産物の消費拡大の取組などをあげることができる。

第4に、法制度面などでの検討をあげることができる。これは農商工連携、バイオ燃料の生産促進について、必要に応じて、法制度も含めた支援の基本的枠組みについて検討を行う。

### 3. 農商工等連携事業の基本的要件

農商工等連携事業の基本的要件<sup>【註56】</sup>(図表11)としては、まず第1に、中小企業者と農林漁業者が

<図表11> 農商工等連携事業の基本要件



資料：近畿経済産業局ウェブサイト資料。

【註53】これについては、農林水産省・経済産業省「農商工連携88選事例一覧」2008年4月を参照されたい。この中で長野県の事例を紹介すると、まず、茅野市の取り組みとして、地元蕎麦の復活・ブランド化の取り組みをあげることができる。地元でとれる蕎麦をブランド化しようと、商工会議所が中心となり、寒晒し蕎麦復活再生推進会議を立ち上げ、農業者、製粉・製麺業者、蕎麦店、商工会議所が連携し、各事業者の専門技術・ノウハウ・知識を活かし事業を推進している。次に、伊那郡の取り組みとして、生産者の顔が見える医食同源食の開発・販売に取り組んでいる。これは、地域内の農業者、加工業者、ホテルなど40以上が連携し、医食同源をコンセプトとする加工食品の開発・販売に取り組んでいる。

【註54】林野庁のウェブサイトを参照されたい。

【註55】農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)とは、人口の減少、高齢化の進展などにより農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等および農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るために、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置などを講ずる趣旨の法律で、2007年5月16日に公布された(農林水産省のウェブサイト資料)。

【註56】近畿経済産業局「農商工連携の促進を通じた地域活性化について」2008年8月、5頁。

有機的に連携して実施する事業であることがあげられる。ここで有機的に連携して実施するとは、両者それぞれが、自ら保有する経営資源を相互に持ち寄り、連携事業期間をつうじて両者いずれが主体的に参画することを意味する。そして、有機的連携を担保するため、規約や契約書などにおいて、連携事業の目標、経営資源の相互提供、費用負担・損失の負担・収益の配分、遵守義務などを明確にする必要がある。ただし、大企業が参加し開発商品やサービスの販路開拓などで重要な役割を果たす場合、当該中小企業者・農林漁業者は支援対象になる。しかし、事業全体額の割合で、中小企業者・農林漁業者の占める割合が半数以下なら支援の対象外となる。また、本事業の支援対象として、中小企業者とは農林漁業以外の事業を行う中小企業者に限る。すなわち、農林漁業を行い中小企業者と農林漁業者の連携事業(農農連携)は支援の対象外になる。同様に、工工連携、商工連携、商商連携も本事業の支援対象外になることに留意すべきである。

第2に、両者、それぞれの経営資源を有効に活用することである。ここで経営資源を有効に活用するとは、両者の有する設備、技術、個人の有する知識および技能、その他のビジネスノウハウ、知的財産などが、本事業を実施するために具体的に示されていることが必要である。ただし、資金は経営資源として認められていないことに注意すべきである。

第3に、新商品、もしくは新サービスの開発、生産・提供、または需要の開拓を行うものであることがあげられる。ここで新商品、もしくは新サービスの開発とは、事業実施主体にとって、これまでに開発・生産したことのない商品、またはサービスであること、当該新商品・新サービスの需要の開拓について市場で成り立つ見込みがあることなどが必要である。

第4に、農商工等連携の事業計画期間は原則として5年以内とする。すなわち、3～5年の期間であることが望ましいとしている。そして、事業開始時期、項目毎の着手時期、達成時期などは、計画段階でできる限り明確にすることなどが求められている。

第5に、中小企業の経営の向上、かつ農林漁業経営の改善が実現することである。すなわち、中小企業者および農林漁業者いずれも付加価値額<sup>【註57】</sup>が5年で5%以上向上すること、かつ、中小企業者は新商品・新サービスの売上げによって、総売上高が5年で5%以上増加する見込みであること、そして農林漁業者は、農商工等連携事業に係わる農産物などの売上高が5年で5%以上浄化することが要件である。同様に、計画期間が3年なら3%以上、4年なら4%以上の向上がなされることが要件である。ただし、従来から取り扱っていない新規の作物などを導入する場合は、事業として成り立つ売上高となることが基本要件である。

#### 4. 農商工等連携の意義と課題

##### 1) 農商工等連携の意義

小売業と食品加工業・外食産業などの中小企業者から、農林漁業者までが第1次、第2次、第3次産業の枠を超えて垂直的に連携し、多様な商品・サービスを展開していくことにより、次のような意義<sup>【註58】</sup>が期待される。

まず第1に、生産物の需要拡大などをつうじた農林水産業の収益拡大が期待できる。すなわち、この農商工等連携により、農林水産分野において消費者のニーズに合致した商品やサービスの提供が可能になることで、国内産の農林水産品や食材の消費が高まり、農林水産業における収益の拡大が期待されるようになる。また、農商工等の戦略的提携により商工者の有する技術やノウハウ、人材などの経営資源の共有が促され、農林水産業の経営改善にとっても大いに有意義であろう。

【註57】付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

【註58】農商工連携研究会『農商工連携研究会報告書』2009年7月、9～17頁。

第2に、商品の品質の向上や差別化をつうじた商工業の収益拡大が期待される。すなわち、この農商工等連携により、良質な農林水産品を活かし、消費者の多様なニーズに合致した商品やサービスを提供することが可能になり、より高付加価値な商品やサービスを創出し商工業の収益拡大に貢献することが期待される。また、この連携により、商工業が農林水産業分野に関連したものづくりの知識やノウハウなどを獲得できることで、商品開発力が向上し、収益の拡大が期待されるようになる。

第3に、消費者への多様で、高品質な農林水産物の提供が期待される。国民の健康志向のブームなどの影響により、消費者の食に対する関心が一層高まり、安全・安心の食品のニーズに対応するため、この農商工等連携の取り組みをつうじて農林水産品の持つ価値を積極的に普及・拡大していくことが必要である。

第4に、地域経済の活性化が期待される。地域における農商工等連携の推進と進展は、地域経済を支える農林水産業や関連産業が活性化するきっかけとして大きな意義を持つようになる。

最後に、農商工等連携の意義として、食料自給力の向上が期待される。農林水産省は2009年8月11日、2008年度食料自給率をカロリー(熱量)ベースで41%(前年度から1ポイント上昇)、生産額ベースで65%(前年度から1ポイント低下)であると発表した。そして、今後の食料自給率の目標値として2025年にカロリーベースで45%を掲げている。このような状況の中で、農商工等連携は食料自給率の向上のための重要な施策の一つとしても大いに期待されている。

## 2) 農商工等連携の課題

農林漁業者と中小企業者の連携により地域経済の活性化を図ろうとする農商工等連携事業は、その解決すべき課題も山積になっている。その課題をあげてみると次のとおりである。まず第1に、情報の非対称性(Asymmetric Infomation)<sup>【註59】</sup>の課題を挙げることができる。すなわち、農商工連携により開発された商品に対する需要先・最終消費者は何を求めているのか、どのような属性・年齢層や価値観などを持っているのか徹底的に情報を把握すべきである。このためには、情報技術(IT)を活用し、産地と需要先・消費者、あるいは農林漁業者と中小企業者などにおいて、双方の情報の把握のためのナレッジマネジメントシステム(KMS; Knowledge Management System)<sup>【註60】</sup>の構築なども必要であろう。

第2に、農商工連携のコーディネーターの機能強化をあげることができる。農商工連携のコーディネーターは、農商工連携等に代表される食をつうじた地域活性化の取組において、現地コーディネーターや現地担当者・事業者などのさまざまな場面におけるサポートを目的に、関連する分野において専門的な知識・経験を有し、現地コーディネーターへの指導・助言などを行う専門家、有識者、実務者のことである。地域力連携拠点であるコーディネーターの役割としては、活用されるべき農商工等連携案件の発掘、ハンズオン支援事務局のプロジェクトマネージャーへの円滑な引き継ぎなどをあげることができる。

第3に、その他の課題として、制度的欠陥の検討、さまざまな関係機関や関係者との意見調整、共同で利用できる施設や設備の拡大・導入、開発された商品の販路開拓などのマーケティングなどもクリアせねばならない。

---

【註59】情報の非対称性とは、マーケットにおける各経済主体が保有する情報に差があるときに、その不均等な情報構造を指す用語である。

【註60】拙稿「ナレッジ・マネジメントによる企業経営管理」船越克己他編『企業の経営を支える情報・意思伝達システム』創成社、2007年3月、143~165頁。

## 5. 長野県における農商工等連携支援事業の分析

農商工等連携促進法に基づき申請され、国の認定を受けた長野県における「農商工等連携事業計画」の概要をまとめたのが、＜図表12＞である。ここでは長野県農商工連携支援基金による支援事業計画について簡略に述べることにする【註61】。

認定事業計画名	連携 体			連 携 の 経 緯			連 携 の 結 果
	農林漁業者	中小企業者	連携参加者	機関紹介	農林漁業者	中小企業者	
新しいニンニク(食後においが残らない)の商品化(アーモンド)ブランド(2009年現状では既却処分されている早い段階の開業)	(有)農業生産法人(有)オサダ(飲料品販売業)	(株)長野県中小企業工業会(食器製造業)	(財)長野県セントラル支店事務局	(株)オサダは珍や香りはないが今まで、食後ににおいが残らぬ新しいニンニクを開発してきました。(有)は無農薬で新しくあらわす2次加工品の商品化により販路開拓など販路拡大を図る。両者が連携して「新しいニンニク」を販売する。	売上高：0円(平成21年)→8,330万円(平成24年目標)	売上高：0円(平成21年)→9,600万円(平成25年目標)	
新しい土耕栽培生産システム(他の小売業)	(有)百貨店(農業)	(有)百貨店(その他の製造業)	中信地区地盤力連携拠点(松本商工会議所), 地域活性化支援事務局	昨今の知室の傾向により、農業が新しいニンニクの販路拡大を図っている。	売上高：0円(平成20年)→625万円(平成25年目標)	売上高：0円(平成20年)→1億円(平成25年目標)	
大人向け農園農業(信州農業)	(株)アグリー(農業)	(株)原田(その他の小売業)	(社)長野県経営支援機構, 上田商工会議所, 地域活性化支援事務局	昨今の地盤活性化をめざして、一方、百貨店は先細りの傾向となってきたが、豊木米の優良な特徴を活かして安心・安全が新しいニンニクを販売することを目指している。	売上高：0円(平成20年)→7,881万円(平成24年目標)	売上高：0円(平成20年)→3,500万円(平成24年目標)	
高治地で新たに栽培するお菓子に適した甘くて旨味のある野菜を用いた和洋菓子の製造販売(2008年第2回認定)	信州森のファーム(農業)	(有)和泉屋(菓子店)	長野県中小企業団体中央会, 地域活性化支援事務局	昨今の地盤活性化をめざして、同様に「お菓子」の販路開拓が図られており、高治地で新たに栽培する「信州の花豆」の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	売上高：0円(平成20年)→1,065万円(平成25年目標)	売上高：0円(平成20年)→1,810万円(平成25年目標)	
大人向け野菜を用いた和洋菓子づくり(宿泊業)	(株)信州せいしゅん村(農業)	(有)亀屋ホテル(宿泊業)	(株)上田鐵維科(信州せいしゅん村は、人々を農村に招き入れることで農作物活性化をしようとして農作物を20歳以上の子供の教育面に開発・成果を上げたが、一方、(有)亀屋ホテルは、「信州の信州の信州」の育成をめざして、宿泊施設専門学校(AREC)、地域活性化支援事務局	信州せいしゅん村は、人々を農村に招き入れることで農作物活性化をしようとして農作物を20歳以上の子供の教育面に開発・成果を上げたが、一方、(有)亀屋ホテルは、「信州の信州の信州」の育成をめざして、宿泊施設専門学校(AREC)、地域活性化支援事務局	新商品の売上高：約7,600万円(平成24年度)	新商品の売上高：約7,600万円(平成24年度)	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	地産地消型ビジネスの確立	地産地消型ビジネスの確立	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・お菓子を通じて商店街・観光地の活性化	・お菓子を通じて商店街・観光地の活性化	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・高治地における新たな栽培作物の導入と普及	・高治地における新たな栽培作物の導入と普及	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・農業者の安定稼働した供給から、幼稚園や保育園給食への請負が見込まれる	・農業者の安定稼働した供給から、幼稚園や保育園給食への請負が見込まれる	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・新規雇用創出者数が225名を見込。(平成23年3月)	・新規雇用創出者数が225名を見込。(平成23年3月)	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・幼稚園や保育園への「食育」の推進に貢献する	・幼稚園や保育園への「食育」の推進に貢献する	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・「子供向け野菜」の開発により、食生活の改善に貢献できる	・「子供向け野菜」の開発により、食生活の改善に貢献できる	
大人向け野菜を用いた和洋菓子(農業)	(株)かたりや(農業)	(株)ミールケア(受託給食サービス)	(財)長野県農業センター(農業)	信州の森のファーム(信州の花豆)の栽培を依頼し、開発した新商品が好評を博す。	・子供向けブランドとして「子供向け野菜」が社会に浸透し確立する	・子供向けブランドとして「子供向け野菜」が社会に浸透し確立する	

資料：J-Net21(中小企業ビジネス支援サイト)のウェブサイト資料より作成。

＜図表12＞ 長野県における農商工等連携の認定事業計画

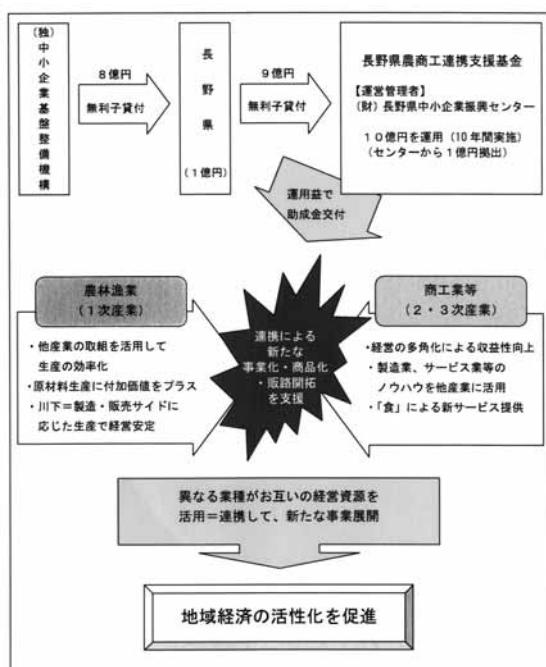
【註61】「長野県農商工連携支援基金による支援事業計画」長野県、2009年4月22日。

長野県は、地域力を活かし<sup>【註62】</sup>、地域を支える力強い産業づくりを進めるために「中期総合計画」<sup>【註63】</sup>をはじめ、ものづくり産業の振興を図る「産業振興戦略プラン」<sup>【註64】</sup>、観光産業に対する「観光立県長野再興計画」<sup>【註65】</sup>、農業に対する「食と農業農村振興計画」<sup>【註66】</sup>などを定め、また、産業間をまたがる横断的な連携を図るために「産業活性化推進本部」<sup>【註67】</sup>を設置して総合的な産業振興策を展開している。

「長野県農商工連携支援基金」は、このような各計画に掲げられた産業振興策を推進していくための重要な支援メニューであり、本計画は、この基金による支援事業の具体的な展開方向と支援方策を明らかにするために策定するものである<sup>【註68】</sup>。

このような中期総合計画と各産業の振興計画の政策目標を踏まえ、長野県農商工連携支援基金事業は、第1次産業（農林漁業）と第2次・第3次産業（製造業・サービス業など）が連携した第6次産業としての事業展開を推進することにより、県経済の活性化を図ろうとしている。この事業の概要については、＜図表13＞のとおりである。

＜図表13＞ 長野県農商工連携支援基金事業の概要



資料：長野県のウェブサイト資料。

- 【註62】長野県において、農商工連携をつうじた地域経済の活性化を実現するためには、地域内の農林水産業と食品製造業や食品卸売・小売業、飲食業などの関連産業が連携し、共通ブランドの育成や特産品の生産を進めるなど、水平的連携の拡大がきわめて重要である。
- 【註63】2007年12月に長野県は、少子高齢化・人口減少の進行など県を取り巻く社会経済の大きな変化を踏まえて、直面する課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい長野県づくりを計画的、総合的に進めていくため、その方向性や方策を明らかにする中期総合計画(計画期間：平成20～24年度)を策定した(長野県ウェブサイト資料による)。
- 【註64】長野県は2007年3月に、県経済の回復の遅れや経済・社会情勢の変化を踏まえ、経済の再生と持続的発展、県民の豊かな生活の実現を目指し、力強い県経済を構築するための道筋を提示するため、産業の振興に取り組むための基本的指針である「長野県産業振興戦略プラン」を策定した(長野県ウェブサイト資料による)。
- 【註65】長野県は、観光施策を計画的かつ戦略的に推進するため、2008年度から5年間に取り組む主な施策や達成目標を盛り込んだ「観光立県長野」再興計画[2008年度～2012年度]を策定した(長野県ウェブサイト資料による)。
- 【註66】「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、長野県の食と農業・農村の持続的な発展を図り、目指すべき方向性を明らかにする「長野県食と農業農村振興計画」を策定した。
- 【註67】国内外の企業間・地域間競争が激化し、人口減少・少子高齢化が加速している経済・社会環境の中で、長野県産業全体の活性化を図るために、製造業、サービス業、観光業、農林水産業、建設業など多様な産業連携支援策が必要である。そのため、産業全般に関する情報収集・情報共有できる一体的な体制を整備し、総合的・横断的な産業支援策の迅速・効率的な実施を図ることを目的として、「長野県産業活性化推進本部」を設置した(長野県ウェブサイト資料による)。
- 【註68】「長野県農商工連携支援基金による支援事業計画」長野県、2009年4月22日、4頁。

## VI. おわりに

以上、日本における産業クラスターの形成と発展戦略の構築、とりわけ、日本における産業クラスター計画の概要をふまえ、農林水産省が強力に推進している食料産業クラスター(農商工等連携を含む)の分析を試みた。

ここではむすびとして、日本における食料産業クラスターの課題について簡略に述べることにする。まず第1に、地域の原料農産物を活用した地域ブランドの食品を開発するための食品関連企業、地域大学・研究機関、そして地方公共団体などが、一層の連携強化の方法を模索する必要がある。

第2に、地域の産・学・研が連携し小規模の食料産業クラスターを形成し、これを地域単位、さらには全国単位へとネットワークを広げていく必要がある。また、これのための実践可能な具体的戦略の構築も不可欠である。

第3に、食料産業クラスターの形成において地方公共団体は主導的な参加と役割を行うべきである。もちろん、現在も地方公共団体が直接、食品の加工・流通企業に投資するケースも出ている。

以上のような課題の解決は、今後の食料産業クラスター、ひいては日本の食料産業の持続的な発展、日本農業の再生のためには不可欠なことであろう。より一層の政策的な支援を期待する。

〔付記〕本研究の遂行にあたり、平成21年度松本大学学術研究費(Grants-in Aid for Research Activity of Matsumoto University No.09111033)の助成を頂いた。

### 【主要引用・参考文献】

- [1] 経済産業省『2009年度版・産業クラスター計画(Industrial Cluster Project)』.
- [2] 産業クラスター研究会『産業クラスター研究会報告書』2005年5月.
- [3] 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ『産業クラスター第Ⅱ期中期計画』2006年4月.
- [4] 西川太一郎『産業クラスター政策の展開』八千代出版、2008年9月.
- [5] 関満博・遠山浩編『食の地域ブランド戦略』新評論、2007年1月.
- [6] 斎藤修編『地域ブランドの戦略と管理—日本と韓国/米から水産品まで—』農文協、2008年8月.
- [7] 斎藤修『食料産業クラスターと地域ブランド—食農連携と新しいフードビジネス』農山漁村文化協会、2007年3月.
- [8] 前田昇「欧米先進事例から見たクラスター形成・促進要素」石倉洋子他『日本の産業クラスター戦略—地域における競争優位の確立—』有斐閣、2003年12月、129~174頁.
- [9] 山崎朗編『クラスター戦略』有斐閣、2002年7月.
- [10] 朽木昭文『アジア産業クラスター論—フローチャート・アプローチの可能性—』書籍工房早山、2007年6月.
- [11] 勝野美江『食料産業クラスターによる地域活性化に対する「学」「官」の貢献に関する調査研究』文部科学省科学技術政策研究所、2009年3月、1~91頁.
- [12] 農林水産省・経済産業省『平成21年度農商工連携施策利用ガイドブック』.
- [13] 抽稿「ナレッジ・マネジメントによる企業経営管理」船越克己他編『企業の経営を支える情報・意思伝達システム』創成社、2007年3月.
- [14] 近畿経済産業局「農商工連携の促進を通じた地域活性化について」2008年8月、1~23頁.
- [15] 「中小企業者と農林漁業との連携による事業活動の促進に関する法律」.
- [16] 農商工連携研究会『農商工連携研究会報告書』2009年7月、1~48頁.

- [17] 農林水産省・経済産業省「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)促進等による地域経済活性化のための取組について」2008年11月.
- [18] 農林水産省・経済産業省「農商工連携の取組について」2008年12月.
- [19] 農林水産省『農商工連携事例集』2009年2月.
- [20] 農林水産省総合食料局食品産業企画課「農商工連携の推進に向けて」2009年9月, 1~27頁.
- [21] 遠田幹雄「農商工連携という時代の風をどう活かすか?—創造的なつながり力を發揮し、「農業ビジネスモデル」をサポートー」『企業診断ニュース』同友館, 2008年12月, 14~18頁.
- [22] 「地域の食品産業と農林水産業等の連携促進を目指して」(社)食品需給研究センター, 2009年3月, 1~23頁.
- [23] (社)東北産業活性化センター編『農商工連携のビジネスモデルー次代の地域経済活性化戦略ー』日本地域社会研究所, 2009年7月.
- [24] 山下彰一他編『躍進するアジアの産業クラスターと日本の課題(ICSEAD 研究叢書6)』創文社, 2008年3月.
- [25] 鵜飼宏成『産業クラスターと地域経済』八千代出版, 2005年11月.
- [26] 農林水産省「東アジア食品産業活性化戦略(東アジア食品産業共同体構想)基本方針」2006年12月.
- [27] 地域科学技術施策推進委員会「知的クラスター創成事業の具体的推進方策について」2002年4月.
- [28] 後久博『農商工連携による「新地域おこし」のススメ』ぎょうせい, 2009年3月.
- [29] 関満博・松永桂子編『農商工連携の地域ブランド戦略』新評論, 2009年9月.
- [30] 拙稿「東アジアにおける産業クラスターの形成と発展戦略の構築(I)ー韓国における地域農業クラスターの分析を中心にー」『地域総合研究』第8号, 松本大学地域総合研究センター, 2008年6月, 43~65頁.
- [31] 拙稿「東アジアにおける産業クラスターの形成と発展戦略の構築(II)ー中国における産業クラスターの分析を中心にー」『地域総合研究』第9号, 松本大学地域総合研究センター, 2009年6月, 57~75頁.
- [32] Porter, M.(1998), "Clusters and the New Economics of Competition", *Havard Business Review*, Nov-Dec.
- [33] OECD(2001), *Innovative Clusters: Drivers of National Innovation System*, Paris.
- [34] Lagnevik, M.et.al.(2003), *The Dynamics of Innovation Clusters: A study of the Food Industry* (NEW HORIZONS IN THE ECONOMICS OF INNOVATION), EDWARD ELGAR PUBLISHING.